

第百二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 五 号

昭和六十年三月六日(水曜日)
午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 粕谷 茂君

理事 浦野 休興君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 宮田 早苗君

理事 甘利 明君

理事 奥田 敬和君

理事 梶山 静六君

理事 佐藤 信二君

理事 仲村 正治君

理事 野田 毅君

理事 原田昇左右君

理事 奥野 一雄君

理事 関山 信之君

理事 水田 稔君

理事 和田 貞夫君

理事 木内 良明君

理事 西中 清君

理事 横手 文雄君

理事 野間 友一君

出席政府委員

公正取引委員長 厚谷 襄児君

事務局経済部長 与謝野 馨君

通商産業政務次官 杉山 弘君

通商産業大臣官房長 児玉 幸治君

通商産業大臣官房総務課長 木下 博生君

通商産業省機械情報産業局長

委員外の出席者
中小企業庁長官 石井 賢吾君
模企業部長 井上 正君
文部省高等教育局長 遠山 耕平君
局技術教育課長 朴木 正君
商工委員会調査室長

委員の異動

三月六日

辞任

渡辺 嘉藏君

同日

辞任

関山 信之君

補欠選任

渡辺 嘉藏君

補欠選任

関山 信之君

二月二十七日

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○粕谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○浦野委員 村田大臣はきょうは予算委員会の方

にお出かけのようでありまして、実はまだ政務次官、与謝野議員もお越しになっておられないようでありまして、私は大臣がおられるものと思つて質問を進めたいと思つております。局長がおりますので、次官あるいは大臣にもよく私の質問の要旨をお伝えいただきたいと思つておりますが、現段階におきましてはおられませんので、ぜひ局長からお答えをいただきたいと思つております。

この国会に当たりまして、私は村田大臣の所信表明を聞きました。その内容は結構格調が高く、その中身も濃い、このように受けとめさせていだいたわけでもございます。大臣はその冒頭におきまして「我が国経済社会においては、現在、その基本的構造に改革をもたらすような広範かつ多様な変化が生じつつあります。技術革新と情報化の飛躍的な進展、国民の価値観の変化、人口の高齢化を初めとする社会の成熟化等がそれでありま

す。」云々と述べられました。みずからの展開しようとする通商産業政策、その初めに掲げられたことは、技術開発基盤の構築とともに二十一世紀を切り開く上で高度情報化社会の実現は不可欠である、こういう御認識の中から情報化の推進である、このように述べられておられるわけでありま

す。我が国の情報化は欧米諸国に比べて決して決して早いものとは言えなかつたわけでありまして、四十年代から飛躍的に進展を見まして、聞くところによりまして、計算機も十五万台、ハードの面につきましてはアメリカと覇を競つておる、また情報の中身、質の高さも最近にあつては非常に高いものになってきておる、このように聞いておるわけでありまして、我が国も今日はまさに第二次情報化時代のさなかにある、このように言つてもいいのではないかと思つておりますけれども、こうした状況を背景といたしまして、私自身はまだよ

くわからぬのでありますけれども、巷間情報化ブームとかニューメディアブーム、こういう現象が見られる。バラ色の情報化社会像というのが話題になっておるわけでありまして、こうした急速な情報化の歩みに伴ひまして、またいろいろな解決していかなければならない課題、摩擦現象というものも今日もまた見受けられる。そうした状況を踏まえて今回の法案の改正、この審議が今行われようといつたしておるわけでありまして、以下数点にわたりましてお尋ねをしてみたいと思つております。

最初のお尋ねでありますけれども、現行法は昭和四十五年に制定されたわけでありまして、この十五年間にこの現行法というものが果たしてきた役割、特に情報処理振興事業協会を中心とする役割というものを御説明していただきたいと思つております。

○木下政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、近年の情報関連の機器の生産のみならず、その利用は急速に進んでおるわけでありまして、コンピュータの設置台数も汎用コンピュータで十五万台、パソコンなんかを入れますと数百万台というものが使われるようになってきております。それがいろいろな形でネットワークとして使われ、そのようなことで社会各層に浸透してきておるわけで、今先生御指摘になりましたように、第二次情報化革命というような時期に入つたと私どもは考えております。

そういう意味で、我が国の情報化はほかの国と比べても必ずしも劣つていない状況まで進みつつあるわけでございます。ただ、今御質問ございましたように情報処理振興事業協会等に関する法律ができました昭和四十五年ごろは、コンピュータのハードウェアあるいはソフトウェア等についても相当まだアメリカ等に劣つていたというよう

な状況でございまして、ハードウェアはハードウェアとしての振興策はいろいろやっておりますが、情報処理振興事業協会におきましては、中心となる事業としてはコンピュータのプログラム、ソフトウェアの開発を進めていこうというところで各種の事業を行ってきたわけでございまして、

具体的に申し上げますと、汎用的なプログラムの委託開発事業あるいは企業等が金融機関から借り入れてプログラムの開発をする場合の債務保証、こういうような事業を行ってきたわけでございまして、そのような事業を通じて、相当おくれでございました日本のソフトウェアの開発というものも相当のラインまで進んできたということも言えようかと思っております。ただ、アメリカに比べますと、ソフトウェアの分野ではまだおくれでいる分野がたつきあらうかと思っております。

それから、情報処理振興事業協会等に関する法律の中では、例えば情報処理技術者試験というふうなものも行うようになっておりますが、これも十五年間で延べ十万人を超える人たちが合格者となっております。昨年の場合には十七万人の人がそういう試験を受けたということで、まさにそういう情報処理技術者の社会的な地位あるいはその重要性というのは経済各層において十分に認識されるに至つてきているということでございます。

総じて言いますと、情報関係の産業全体の売り上げも既に十兆円を超えるというふうなことになるまで、四十五年以来の発展は、私どもの施策もあつて目覚ましいものがあつたということも言えようかと思つております。

○浦野委員 情報化ブーム、ニューメディアブーム、こうした今日にあるわけでありまして、高度情報化社会という言葉もしきりに耳にするわけなんです。私は、何かわかつたやうなわからぬやうな感じがして、実は高度情報化社会というものはどういふものなんだろう、わかつたやうでわからぬというのが私の今の気持ちなんです。何かうまい定義といふんですか、そうしたものを、わかりやすく言つてどういふような表現でいいのか、ここ

ら辺のところ、定義というものを教えていただきたいと思つて、二つ目といたしまして、情報化社会の進展の現状、ただいま若干お触れになっておるわけでございまして、今後の進展の見通し、これらについてひとつわかりやすく説明をいただければと思つております。

○本下政府委員 情報処理振興事業協会等に関する法律が四十五年に制定されたわけでございまして、そのときの法律の目的には「情報化社会の要請にこたへ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」というふうな言葉で、情報化社会という言葉は既にそのころから使われておつたわけでございまして、私どもは最近それに高度という言葉をつけまして、高度情報化社会というふうなことで現在の情報化の動きを説明しておるわけでございまして、それはどういふような内容かということでございますが、定性的な御説明で恐縮でございますけれども、コンピュータあるいは情報関連機器がそれぞれ単体で使われるだけではなくて、一つの産業分野においてもネットワークを組まれてシステムとして構築されて使われる。それで、個々の各種のニーズに応じた多様なサービスが全国津々浦々で行われるやうなことになる、その結果として経済社会が非常に活力のあるものとなる。それでしかもバランスのとれた国民生活が実現できるというやうな社会を私どもとしては高度情報化社会と考えておるわけでございまして、そのやうなことを行うことによりまして、産業分野におきましては単に個々の企業の生産性の向上ということではなくて、産業全体としての効率的な情報化の推進というのでございまして、単に産業分野だけではなくて、社会的な面あるいは個人々人の家庭生活においてもそういう種類のものが使われることによつてより豊かな経済社会が実現するということをおねらつておるわけでございまして、そういう方向に徐々に現在の社会は動きつてあるというふうな考えでおります。

○浦野委員 ある程度わかつたやうな気もいたしますけれども、後でまた時間があれば触れたいと思つて、

私も若いつもりでおるのですが、結構古いのかもしれません。何か時代の流れにおくれている感じがするやうな不安感も持つわけでありまして、今おつしやつたやうに、うまく世の中が進んでいけばいいと思つたわけでも、なかなか陰の部分、こうした面も出てきようかという気がするのです。陰の部分といふのは、一分野が特化する、してはならぬでございまして、それがしましう、置いてきぼりをつくつてしまふやうな分野が出てくる、こうあつてはならないのでございまして、さつきおつしやつたやうな何もかも調和のとれた形での情報化社会であつてほしい、こう思つてございまして、

本法改正の大きな理由の一つとして、ソフトウェア、これもさつき触れられました、需給ギャップが挙げられる。この汎用プログラムの開発と流通がはかどる理由につきまして、この調査室の資料も読まされていただきまして、通産省としてつかんでおられるところをひとつ御説明いたしたいと思つております。

○本下政府委員 コンピューターを使います場合には、コンピュータ自身はいろいろな目的に応じて使えるものでございまして、それを使つていくためには、どうしてもプログラムあるいはソフトウェアと言われるものが必要になってくるわけでございまして、そのソフトウェアをつくり出すためには、現在において非常に人手をかけてつくつておられます。御承知のようにコンピュータ会社あるいはソフトウェア会社には、大きな企業でございまして何千人というプログラマー、システムエンジニア等がございまして、その人たちがコンピュータを前に置きながら実際には一つ一つのプログラムの内容を手で書くというやうな形でつくつております。そのつくられたプログラムをコンピュータの中に入れますと非常に速い計算スピードでいろいろなことをコンピュータはやり遂げるわけでございまして、そのためには、で

きるだけソフトウェア自身がコストが安く使われるようにする必要があります。一つの方法は、つくられたソフトウェアをいろいろな人がどんどん使つていく。私どもはそれを汎用プログラムといつておられますが、そういうものを一度投資をかけていろいろな範囲で使われていけば、それは一回当たりの使用のコストは安くなるわけでございまして、そういう形で汎用プログラムをどんどん普及させていくことが必要かと思つております。

それと同時に、プログラムをつくる時に人手をかけて、しかも非常に高い労賃を払つた人たちの長い時間働かせてつくる状況を、できるだけ効率化していく必要があるやうなふうに考えておられて、現在日本ではそういうシステムエンジニア、プログラマーが全部で四十万人ぐらゐりまして、今のような需要の伸び、具体的に年率二〇％以上の伸びでプログラマー、ソフトウェアに対する需要が伸びておりますけれども、これが生産性を上げないまま供給を続けていくということになると、急速にプログラマーの数が足りなくなつてくる。そういうことでございまして、そういうプログラムの作成過程をできるだけ自動化していくことが今後ますます重要になつてくるやうなふうに考えております。

○浦野委員 もう一つ、シグマ計画という言葉をもつてあらわされておりますところの、この言葉はユーザー自身も大変期待を持っておられるやうでございまして、いわゆるプログラム作成の生産性を向上させるソフトウェア生産工業化システム、これがシグマ計画である、このように理解しておるわけでも、このシグマ計画の概要、それから所要資金、調達先、そして外国、アメリカとの関係を説明していただきたいと思つて、それから、通産省といたしまして、本事業も含めて今後ソフトウェア重視の観点からどのような政策展開を図つていられるおつもりか、あわせてこの点についても御説明をいただきたいと思つております。

○本下政府委員 今回の法律の改正案でお願いし

を標準化するということは非常に難しい面もございますので、あとはそれぞれの機器から出る情報をほかの機器にうまく伝わるようにするために交換をやっていくということも必要になってくるわけでございます。その変換のための技術開発も必要だろうというようなことがございます。したがって、私どもといたしましては昭和六十年度の予算で、相互運用性を進めるための技術開発の予算も別途用意しておりますし、技術開発を進めながら、標準化の部分については日本国内のみならず世界的な見地からも、例えば ISO というような機関における話し合い等を通じてコンピュータがお互いに話し合いがしやすい状況をできるだけ早くつくっていきたくと考えております。

○浦野委員 公正取引委員会お越しになっておられますですね。

○浦野委員 公正取引委員会お越しになっておられますですね。

経済社会におきましては、あらゆる分野と言つてもいいでありましょう、常に大企業対中小企業、こうした問題が提起されるわけでございます。こうした情報化の拡大進展とともに企業間システムの進展並びに系列化の強化という問題も出てくるかと思うのです。格差が既に顕在化しておるのではないかということも言われておるわけでございまして、したがって、このままほつておけば健全な競争秩序が損なわれていつて産業組織に大きな影響を与えかねない、こういうふうに見えるわけでございます。こうした面につきまして公正取引委員会が把握しておられるところの実

想を以て公正取引委員会として活動した大府をされよう、あるいは既にしておられるか、さらに加えて独禁政策との関係、このことにつきまして御説明をいただきたいと思います。

○厚労政府委員　ただいま先生から御指摘いただきましたように、高度情報化社会になりますと、競争政策の上に非常に大きな影響を及ぼすのではないかと、これは私たちも十分その問題意識を持っておるところでございます。企業間のネットワークシステムが競争秩序にどのような影響を及ぼすかということにつきましても若干調査した

ところでございます。特に、最近の状況を見てまいりますと、電気通信回線とコンピュータを結合したデータ通信の利用が非常にふえておりまして、それだけ企業間のネットワークというものがふえておるようでございます。私どもが調査したところによりまして、百一社ほどの調査でございましたけれども、既に五十一社がシステムを導入しておるといことが出ておるわけでございまして、いずれ、これも発展しまして企業活動や市場構造におきまして大きな影響を及ぼすだろうと考えております。

それじゃ競争秩序への影響はどういうことが考えられるかというところでございまして、私どもは、これはプラスの面とマイナスの面があるのではなからうかと考えております。プラスの面といしますと、事務の合理化あるいはサービスの向上、それから新たな事業分野への進出というようにことから企業活動が非常に活発になるだろうというところ、それによって競争の促進ということが期待できるのではないかと考えておるわけでございます。

ところが、ただいま先生御指摘のような陰の部分と申しますか、マイナスの面も十分考えられるわけでございまして、御指摘のとおり企業間格差の拡大のおそれがあるのではないかと。あるいは企業間のグループ化、系列化の拡大強化のおそれがあるのではないかと。三番目に、ネットワークシステム内の企業の事業活動に対して制約を加えるようなことが生じないかという点もマイナスの面として指摘できるのではないかと。これが現在すぐ顕著になっておるといことではございませうけれども、公正取引委員会はそのような事態に對してどのように対応していくのかということでございます。これにつきましては、何と申しましてもプラスの面でありまして競争促進的な効果を實現するためには、これは、データ通信分野におきます公正かつ自由な競争が行われなければいけないということとあわせて、今お答え申し上げたような弊害をどのように防止するかということが

一番大事なことでないか、このように考えておる。まして、公正取引委員会といたしましては、これについては十分今後も関心を持ってまいりたい、かように考えておるところでございます。

○浦野委員 今御説明がありました、まだこの情報化社会は、今のさなかにあると申しましても、日々飛躍的な進展を見る、どのような事態が出てくるか、読みにくいなという面もあるかと思うのです。だから、先ほど申し上げました大企業、中小企業、弱者といいますが、中小企業、こうした分野に向けても公正取引委員会のしつかりした目で見ていただきたいと思うのです。あわせて、施策者の立場にあるところの通産省もひとつ深い関心を、持つておられると思うのですけれども、この点につきましてはよろしく願いをしたいと思います。

○木下政府委員 私どもが言っております産業の情報化、これは、単に一つの企業だけではなくて、一産業分野における関係企業が連携協力して情報化を進めていくことが非常に重要だと考えて、今度の法律案の中でも、三条の二ということで「電子計算機の連携利用に関する指針」というものを各主務大臣がつくる形でその規定を入れたわけでございます。

その考え方としては、そういう形で企業活動が進んでいけば、むしろ企業の競争環境の活発化に資するというプラスの面も十分にあり得るということを考えて、そのような指針を各主務大臣が各事業分野ごとにつくっていくことになるわけでございますが、当然のことながら中小企業に對する配慮というののも重要でございますので、その二項におきまして「指針は、関連中小企業者の利益が不当に害されることのないよう配慮されたものでなければならぬ」という規定が入っております。それと同時に、指針をつくり出すときに「その実施の方法及びその実施に当たつて配慮すべき事項に関する指針を定め」ということで、配慮すべき事項についての指針を定める際に、そういう独禁政策的な立場から、関連

事業者を不当に差別するというような問題がないような配慮事項を十分に盛り込んだ形で指針をつくるようにやっていきたいと考えておるわけでございまして。

○浦野委員 地域間の情報格差、これも強く叫ばれており、問題があるということが言われておるのですけれども、こうした面では是正、これについて、通産省はどうした対応を考えておられるか。

○木下政府委員 地域の情報化格差の問題でございますが、本来でございますと、情報化が進展いたしますと通信回線が大いに安く利用できるということになれば、情報の格差は減る方向に進むべきものでございます。ただ、識者が指摘しておりますのは、必ずしもそのような希望する方向にいかないで情報の格差はむしろ広がるのではないかというような心配をしている人たちがいるわけでございます。私どもも、そういう点を十分考慮いたしまして、高度情報化社会が円滑に実現していくためには全国的にバランスのとれた形で情報化が進む必要があるということで、地域の情報化につきましても通産省としては大いに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

通産省としてやっております施策は、ニューメディアコミュニティという構想を推進するというようなことで、各地域における各特定の分野のニーズに応じた情報化がうまく進むような施策を展開したいというふうなことで考えております。地域の情報化はそういう形で進めておりますが、一方、本法律案を制定いたしました際にそのような条項をこの新しい法律の中に入れることも検討したわけでございまして、どうも法体系としては別物であるということで、一応今回の法律改正案の中からは外しまして、別の法体系によつてそういう地域の情報化対策が進められるかどうか、現在検討しているところでございます。

○浦野委員 健全な情報化社会を築くためにいろいろ御苦労をいたしておるわけでございますけれども、先ほど来承つておりましたが、実は私

自身は、この情報化社会というものは一体どういうものだろうか、非常にバラ色のような社会、本当に自分の生活というものは豊かになるのだろうか、なという思いと、何か一つ不安というふうなものも感ずるわけでございますけれども、ともかく健全な情報化社会を築くために、学校教育といひますか、そうした観点からもひとつ検討を加えていく必要があるのではないかと。こうした時代に対応した学校教育ということも考えなければならぬと思うのです。そうした面でも、文部省から御答弁をいただきたいと思います。あわせて、そうした観点も所管庁として通産省からお答えをいただきたいと思います。

○遠山説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、これから情報化社会が到来するわけでございますが、そのような情勢に適切に対応するためには、電子計算機というものにつきまして、それを開発したり、それを十分使いこなせるような人材の養成が非常に大事なかれでございまして。そのため、大学におきましてはハードウェアの基礎理論、それから基本的なソフトウェアシステムの開発に当たる技術者、教育研究者の養成、確保、そういうことを目的とする学科としまして、工学部を中心に、情報工学科あるいは計算機科学科というような情報関係の学科を設置してきておるわけでございます。それから大学院につきましては、情報工学専攻というような専攻を設置して充実に図つておるわけでございまして、ちなみに数字的にちよつと申し上げますと、情報処理関係の大学、それから短期大学、高等専門学校、学校の入学定員が、ここ十年間で大体二倍以上、一〇〇%以上の伸びを示しているわけでございます。

それから情報関係学科以外の学部学科におきましても、例えば電子工学科でございますとか制御工学科あるいは経営工学科、こういうような学科におきましても情報処理に関する教育というものが必要でございますので、そのための専門的授業科目を設置するとともに、施設設備についても充実を図つておるわけでございます。また、さ

らに一般教育におきましても、情報処理に関する科目、例えば計算機概論でございましてかコンピュータのプログラミングというようなものが開設されているわけでございまして、こういうように、大学におきましてはそれぞれの目的に即して必要な情報関係の教育を行っているわけでございまして、文部省としましては、今後ともそのような教育を充実してまいりたい、このように考えております。

○木下政府委員 今文部省の方からもお話しございましたように、コンピュータが単に企業だけではなくて社会各層あるいは家庭に至るまで使われるようなことになりまして、昔のそろばんと同じようにみんながそれを使いこなせるという形になるのが必要になってくるわけでございまして。そういう意味で、私どもとしては、ぜひ文部省の方においてコンピュータ教育を積極的に進めていただきたいというところでいろいろお願いしているわけでございまして。

これは日本だけではなくて外国でもいろいろとコンピュータ教育は進められておりまして、アメリカの場合には八万校くらいの小中学校にコンピュータを置いてある。それからフランスでも、三カ年で全学校にコンピュータを置くことというふうなことで積極的なコンピュータ教育を進めております。

コンピュータは、単に機械を動かすことだけではなくて、プログラムをどうやってつくるかというふうなことも含めて勉強する必要がありますので、そういう点をぜひ今後の教育課程の中に織り込んでいただくように、私どもとしては文部省にいろいろとお願いを申し上げているところでございまして。

○浦野委員 通産省の局長にもう一点ついでにお尋ねをすればよかつたと思うのですが、人材育成の観点、さつきもちよつと触れたと思うのですが、技術者試験問題の工夫あるいは資格者へのフォローアップ体制の整備、こうした観点も考えていかなければならぬだろう、こう思うのですけ

れども、こちら辺のところはどうなんですか。

○木下政府委員 教育の一環として通産省といったしましては、人材育成の観点から、コンピュータ技術者、情報処理技術者の育成の関係の仕事もやっております。情報処理技術者試験というのをこの法律に基づいてやっております。先ほど御説明申し上げましたように年々その試験を受けたという受験者数、応募者数はふえてきておりまして、昨年は十七万人を数えたということでございまして、十七万人のうち合格者は二万人弱でございまして、そのような形で着実に情報処理技術者の数もふえていっているというところでございまして。

私どもといたしましては、そのようにふえてきた技術者の人たちの質が維持され向上されるように、単に試験に受かっただけではなくて、それ以降の研修等もあわせて行つて、情報処理技術者の数及び質を高めていく施策を今後も続けていきたいと考えております。

○浦野委員 今回の法案の改正の中で極めて重要だと思ふ点、これから御質問をさせていただきますのですが、当初、この法律案に当然盛り込まれていない、そういうふうに予想しておりました産業界の情報産業部会基本政策委員会、この提言に基づく電子計算機の安全対策基準、これが今回の法改正で抜けておる。これはその重要性からいたしまして極めて大きな問題だというふうに受けとめておるわけでございまして、なぜ欠落をしたのか、その経緯、そして理由。私自身は、これはもう早急に整備をしなければならぬ、立法措置を講じていかなければならぬと思つてゐる。これも政府全体としての統一基準をつくる、これが必要だと思ふのです。この点につきまして、今後の政府、通産省としての取り組み姿勢並びにその見通しというものを答えたいと思ひます。

○木下政府委員 コンピューターが社会で広範囲に使われるようになり、一つのシステムが非常に大きなものになりますと、そのコンピュータが故障した場合の社会的影響も非常に大きくなるわけ

でございます。つい先日、国鉄の切符を売る関係のコンピュータシステムが故障いたしました。数時間にわたつて切符を売れなくなつたという事態が起こつたわけでございまして、そのようなことで、システムが大きな影響を及ぼすほどの社会的影響も大きいということが言えます。それと同時に、コンピュータシステムの中に入つておりますいろいろな情報が不法に、あるいは適当じやない形で漏れていたり、消されたりというやうな事態も過去においていろいろと起こつております。

そういう事態を防止するために、通産省といたしましては昭和五十二年から電子計算機システムの安全対策基準というのをつくりまして、いわゆる行政指導ベースで情報サービス業者を中心にその指導を行つてきておりましたけれども、十五万台を数えるようになってきたコンピュータのそういう安全対策というの一日もおろそかにできない事態になつてきたということもございまして、産業構造審議会の情報産業部会基本政策委員会でもそういう対策の必要性が提言されておりますし、それから総理の高度情報社会の懇談会においても同じような提言がなされておるわけでございまして。

したがしまして、私どもは今回の法律改正の中にそういう事項を織り込んだ法案をいろいろと考へたわけでございまして、各省調整の過程で浮かび上がったございましたのは、情報処理の促進を行うこの法律の中で、例えば先ほど申し上げましたように、犯罪防止につながるような対策をその中に盛り込むというこの適切さがあるかどうかというやうな問題の指摘等が行われて、私どもが法案調整を行った最終段階で、この法案からは切り離しまして別途の法律案の形でこの対策を進めていった方が適當ではないかということになりました。現在、各省との間で調整を行つているところでございます。ただ、関係各省とも安全対策の必要性ということは非常に強く認識しておりますので、何らかの形で関係各省との話をつけて、で

きるだけ早い形で政府としての法律案をつくつてみたいというふうに考えております。

○浦野委員 ただいまの御説明、各省庁で大変努力をしておるのだ、こういうことでございましてけれども、先般、同僚の奥田委員、これは大臣の所信表明に対する一般質疑でも触れたと記憶しておるわけでありますが、ただいま私も申し上げましたように、安全基準というものは早急に整備を固つていかなければならぬ。私は各省庁間の権限争いというふうに思いたくはないのですけれども、一部そうした気持ちで受けとめざるを得ない面もあるのです。このことは、政府、我が党、一生懸命で努力をしておるわけでございましてけれども、やはり、真に国民の立場に立つておられると思うけれども、それならばなぜもっと早く調整ができないかという感じもするわけであります。一生懸命でやつておられると思うのですが、主管庁として、きょうは大臣お越しになつておりませんが、与謝野政務次官お見えでございまして、今後、通産省が一つの責任、これを持つてもらつて、各省庁との調整というものを図つていくべきだと思ふのです。この辺の決意、局長さんでもどちらでもいいと思ふのですが、決意というものを披瀝していただきたいと思います。

○木下政府委員 与謝野政務次官からお答えいただく前に、私どもの安全対策についての考え方をもうちよつと詳しく申し上げさせていただきますかと思ひます。

先ほど申し上げましたように、コンピュータは非常に広い範囲で使われておりまして、金融業でも使われておるし、運輸業でも使われておる、それからもちろん流通関係でも使われておるし、通産関係でも使われておるというところで、各方面で使われております。ところが、コンピュータというものはプログラムを変えればいろいろな方面で使われるわけでございまして、一つのコンピュータシステムというものは皆似たやうなものでございまして。したがつて、似たやうなコンピュータシステムについての安全対策であれば共通

的な基準というものが十分できるわけでございまして、共通的な基準をつくった上でそれぞれの業種に応じた適切な安全対策を進めていけばいいということを考えております。

そういう意味で私どもは、コンピュータ行政を預かる通産省といたしまして、その共通的な安全対策の基準というのをつくった上で、それぞれ省で安全対策を進めていただくというような考え方が一番いいではないか、それぞれの分野の役所、別々の見地から安全対策をやつて一つの企業が複数の対策の行政指導を受けるというのも決して適切なことではございませんので、そういうのは関係省庁で相談しながら、しかし一般的な基準をもとにそういう対策を進めていくということが適当だと考えておりまして、そういうことで関係各省庁と現在お話し合いをしているところでございます。

○与謝野政府委員　経済社会の情報化に伴いまして、一省庁のみでは対処し得ないような問題が実はたくさんございます。この情報化もその一つだろうと私どもは思っております。

このような問題に対処するためには、関係省庁がそれぞれの設置法に基づく職務を全うすることはもちろんでございませけれども、必要に応じまして機動的、弾力的に各省庁間の連絡会議の開催、また内閣官房の調整機能の發揮等を活用することによりまして適宜適切に国民のニーズにこたえていく、また国民の負託にもこたえていくという姿勢が肝要だと肝に銘じておるわけでございませう。

○浦野委員　最後の質問とさせていただきますけれども、こうした極めて目まぐるしく変貌していることとする今日の社会であります。戦後四十年、役割を果たしてきた幾多の行政機構、今日もなおそれぞれの責任を持って活動していただいておりますわけでございますけれども、ただいま申し上げておりますように、いろいろ変貌するといえますか、ふくそうする分野というものがどうもたくさん出てきておる。したがって、私は時に、一時的

な機関と言つてもいいと思うのですけれども、例えば情報社会に限つて言えばこうした情報網、いわゆる制度の体制をつくるまでの間、どういう名前でもいいのですけれども、一時的に情報産業省省というふうな機構というもの、もちろんこれは政府が肥大化するというようなことであつてはならぬけれども、こうしたことも考えていいのではなからうかという気もするのです。これは大臣がおられればお尋ねしたかったのですが、次官もおられます。政治家と謝野代議士として、個人的なお考えかもしれませんがお答えできれば、こう思つております。

あわせて、私は、今回の改正そのものはそれなりに評価しております。さつき陰の部分と申し上げたわけですが、極めて健全な情報化社会を目指すわけでございますが、そこには幾多の課題、解決していかねければならぬ問題点があるわけであります。

その陰の部分、私なりに考えると、こうしてポタン一つでほんと何でもかんでも画面に出てきたわかつてしまう、答えが出てしまう。例えば子供たちは考えるというようなことをしなくて済むという世の中になつてしまう。果たしてこれがいいのであろうか。産業構造自身も大きな変化を示すわけでございますね。現在の状態が全くさま変わりする。それから小売業の場合でもいわゆるポタン一つでほんと品物が届くというようなことになつてまいりますと、今の販売形態というようなものもののように急激に変わる社会に対応していくか、こうした大きな問題が陰の部分と言つてい

いでしょうか、あらわれてくると思うのですね。そうした面を十分配慮しながら進めていっていただきたいと思うわけでございますが、さつき申し上げた、その時期時期の重要課題に対応するものがセツトできないか、さらに陰の部分に対して十分やっていくんだ、こうした点につきまして、改めて決意をひとつ表明していただきたいと思ひます。大臣来られましたから、ぜひ。

○木下政府委員　大臣から御答弁いただく前に、

陰の部分についての私ども情報産業行政をやっておる立場から考え方を申し述べさせていただきたいと思います。

今、先生おっしゃいましたように、コンピュータあるいはそういう関連機器がいろいろ使われるに至った場合の問題は今後たくさん出てくるだろうと思います。先ほど申し上げました安全対策の見地もそうでございますし、それからソフトウェア技術者、こういう人たちは非常に若くないとそういう仕事に従事することはできない。若い時

が例えば四十過ぎて、四十後半になったら果たして同じような仕事を続けることができるかというような雇用上の問題等もあるかと思えます。それからプライバシーの問題もあるかと思えます。

それか、そういう関連機器を動かす場合に、労働環境が果たして十分かどうか、目が疲れるかどうかというような問題もございまして、非常に広い範囲でいろいろな問題が今後出てきようかと思ひます。そういう点で通産省といたしましては、情報関連機器の生産、流通、消費を担当しております役所として、それなりの立場でいろいろな政策を進めていきたいと考えております。

それと同時に、非常に広い範囲の省でこの情報関係の仕事をやっていくことになるうかと思ひますので、そういう関係省とは十分に連携を密にしながら仕事を進めていく必要があらうかというふうに考えております。

○村田国務大臣　浦野委員にお答えをいたします。

産業情報省をつくつたらという御提案は、おっしゃるお気持ちがよく理解できるのでございまして、私は、常々申しておりますのは、これからの新しい時代を象徴するものは技術開発と情報化である、これがまさに新しい第三の波と申しますか、世の中を変えようとする大きなフアクターであるということを考えております。したがって、通産省の重点施策といたしましても、情報関係は技術開発と並んで最も新しい時代に対応する

行政として考えておるわけでございまして、我が
 国情報化に責任を有する通商産業大臣として、委
 員の御指摘は肝に銘じて適切に対処してまいりた
 いと思っております。

○浦野委員 大臣、どうもありがとうございます。
ちようど時間が参りましたので、私の質問はこれで終わります。

○粕谷委員長　これにて浦野休興君の質問は終わりました。

○粕谷委員長 次に、内閣提出、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

て本案に対する質疑は終了いたしました。

ほかに質疑の申し出がありませんので、これに

○粕谷委員長　これより討論に入るのであります
が、今のところ討論の申し出がありませんので、
直ちに採決に入ります。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律

案について採決いたします。
 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○粕谷委員長　この際、本案に対し、田原隆君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。田原隆君。

○田原委員　ただいま議題となりました附帯決議

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本共済制度の基盤を確立し、健全な運営を図るため、引続き加入者の増加に努めること。

二 一時貸付金の使途について弾力的に運用するとともに、その貸付条件の設定に当たっては、できる限り共済契約者の負担を軽減するよう配慮すること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

田原隆君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○粕谷委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。(拍手)

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○村田国務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、本制度の運用等に万遺憾なきを期してまいる所存でございます。ありがとうございます。(拍手)

○粕谷委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書

の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○粕谷委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

商工委員会議録第三号中正誤

ページ 段 行 誤

正

三二三 ○大木政府委員 ○木下政府委員

昭和六十年三月十四日印刷

昭和六十年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K